

緑の風 NEWS



JR東労組

NEWS



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2025年12月10日 No.47

青森県東方沖地震 被災地確認に行きました！

12月8日深夜に発生した青森県東方沖地震で、特に揺れが大きかった盛岡地本と八戸支部を訪問し、佐藤中央執行副委員長が御見舞いを手渡してきました。

業務中に被災した新幹線通勤者は新幹線運転再開後に帰宅したので、被災状況を確認中ですが人的被害はありませんでした。家屋や家財の一部損壊、破損等は場合によって共済給付の対象となりますので、被害に遭われた写真を撮影し東労組役員に相談してください。「北海道・三陸沖後発地震注意報」が発表されているので、引き続き警戒していきましょう！



被害が確認された八戸線の高架橋

盛岡地本 昆野書記長



八戸支部 佐々木副委員長



給付区分	共済金
1. 火災・消防破壊・消防冠水による災害（自家） (1) 全焼・壊・冠水（延面積の 70%以上） (2) 半焼・壊・冠水（ “ 25%以上） (3) 一部焼・壊・冠水 10%以上 (4) “ 10%未満 (5) 衣類・家具のみの被害が 100,000 円以上あった場合	1,200,000 800,000 250,000 100,000 50,000
2. 火災以外の原因による災害（自家） (1) 全壊・流・滅失（延面積の 70%以上） (2) 半壊・流・滅失（ “ 40%以上） (3) 一部壊・流・滅失 (4) 床下浸水で地盤面から 30cm を超えるとき (5) 被害額 20,000 円を超えるとき (6) 自然災害で被害額が 10,000 円を超えるとき	500,000 300,000 70,000 20,000 10,000 5,000
3. 上記 1 および 2 の給付を受けない家財のみの災害（借家） (1) 公的機関の発行するり災証明がある場合 ・全壊 ・半壊 ・一部損壊 (2) り災証明がない場合 ・被害額が 20,000 円を超えるとき ・自然災害で被害額が 10,000 円を超えるとき	200,000 120,000 30,000 10,000 5,000
4. 単身赴任者が赴任先で被災した場合は、上記 2 の (5) (6) を適用する。	

「抵抗とヒューマニズム」の精神で寄り添い、助け合おう！